

住宅防音工事で設置したエアコン等の取り替え工事に係る住宅防音工事希望届 受付対象住宅の防音工事実施年次の拡大について

国は、住宅防音工事で設置した空気調和機器（エアコン、換気扇、レンジ用換気扇）が老朽化などで故障または機能が低下した場合、これらの取り替え費用の一部を補助していますが、平成21年8月7日から住宅防音工事希望届受付対象住宅の防音工事実施年次を拡大しました。

○ 防音工事実施年次及び補助対象

平成10年3月31日までに住宅防音工事が完了し、同工事で設置した空気調和機器が対象です。

但し、住宅防音工事実施後、増改築や模様替えにより防音区画が損なわれている場合は対象になりません。

○ 補助の割合

国の基準により算定された、取り替えに要する費用の10分の9（1割は自己負担）を補助します。但し、工事を行う所有者等が生活保護法に規定する被保護者である場合は10分の10。

○ 住宅防音工事希望届の提出方法

所定の「住宅防音工事希望届」用紙に必要事項を記入の上、南関東防衛局企画部住宅防音課に郵送して下さい。用紙は当局または座間防衛事務所（大和市鶴間1-13-2 電話046-261-4332）で配付しているほか、当局のホームページ（目的別リンク「住宅防音工事（飛行場周辺）」の中の「希望届の入手」）からも入手することができます。

【住宅防音工事希望届の提出及び問い合わせ先】

〒231-0003

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内

南関東防衛局 企画部 住宅防音課

電話 045-211-7139